

2019年7月30日

日本放送協会

## 受信料と公共放送についてご理解いただくために

NHKは、放送法に基づき、「いつでも、どこでも、誰にでも、確かな情報や豊かな文化を全国津々浦々にあまねく伝えていく」という使命を果たすため、みなさまからいただく受信料を財源として、自主自律を堅持しながら、命と暮らしを守り、地域を応援し、日本を世界に発信するなど、公共放送ならではのさまざまな放送事業を行なっています。

このところ、「NHKを見なければ受信契約はしなくていい、受信料は支払わなくてもいい」と発言する人たちがいます。放送法や受信規約では、NHKの放送を受信できる設備をお持ちの方は、受信契約を結び、受信料をお支払いいただくことが定められています。受信設備があるにも関わらず、受信契約をしないことは法律を守っていないことになり、「受信料を支払わなくてもいい」と公然と言うことは、法律違反を勧めることとなります。

NHKは、受信料をお支払いいただいているみなさまの不公平感を解消していくためにも、受信料制度や受信料の公平負担について、誤った認識を広めるような行為や発言に対しては、きちんと対応してまいります。NHKは放送法や受信規約にのっとり適切に業務を行っており、明らかな違法行為などについては、放置することなく、厳しく対処してまいります。

NHKは、引き続き、公共放送の役割や受信料制度の意義を視聴者・国民のみなさまに丁寧に説明してご理解いただき、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組んでまいります。